



使用許諾契約補則

シスコシステムズ Configuration Engine 管理ソフトウェア用使用許諾契約補則

重要（よくお読みください）：この使用許諾契約補則（以下 SLA）は、お客様とシスコとの間で締結されるソフトウェア使用許諾契約に基づいて、お客様に提供される本ソフトウェアのライセンスに付随する制限条項の補則となるものです。本 SLA において使用される「本ソフトウェア」および「お客様」という用語は、本 SLA で別途定義されない限り、ソフトウェア使用許諾契約内で定義されている意味を有するものとします。本ソフトウェアに適用される条件のいずれかに矛盾がある場合は、本 SLA に記載する条件を優先するものとします。本ソフトウェアのインストール、ダウンロード、本ソフトウェアへのアクセス、またはそれ以外の方法で本ソフトウェアを使用した時点で、お客様は、本 SLA の条件に同意したことになります。お客様は、本 SLA の条件に同意しない場合、本ソフトウェアをインストール、ダウンロード、またはそれ以外の方法で使用することができないものとします。次の各条で「サーバ」という語を使用する場合は、中央処理装置を指しています。

1. ライセンス制限条項補則

- ソフトウェア アップグレード、メジャー リリースおよびマイナー リリース

シスコは Cisco Configuration Engine ソフトウェア 3.5 のアップデート版を提供する場合があります。本ソフトウェアのアップデート版および新バージョンのリリースは、シスコあるいは認定パートナーまたはリセラーから購入できます。お客様はインストールした Configuration Engine の個数分、本ソフトウェアのアップデート版を購入しなければなりません。シスコの拡張サービス プログラムから本ソフトウェアのアップデート版または新バージョンのリリースを入手する資格を有する場合、お客様は有効なサービス契約ごとに、1 つに限り本ソフトウェアのアップデート版または新バージョンのリリースを請求できるものとします。

- 複製と配布。お客様は、本ソフトウェアを複製または配布してはならないものとします。

2. その他の権利および制限条項の説明

米国シスコシステムズ社のエンド ユーザ ライセンス契約書を参照してください。

